

第 6664 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 16日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 給付金・助成金の益金算入時期

Q : 会社が新型コロナ関連の給付金や助成金を受け取った場合、益金算入時期は、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

新型コロナ関連の給付金や助成金を法人が受取った場合の益金算入時期は、経費支出の補填の性格があるかどうかで、次のようになっています。

【経費支出の補填の性格がない場合】

支給決定時の属する事業年度の益金に算入します。

【経費支出の補填の性格がある場合】

①事後的に経費補填が行われた場合

支給決定時の属する事業年度の益金に算入します。

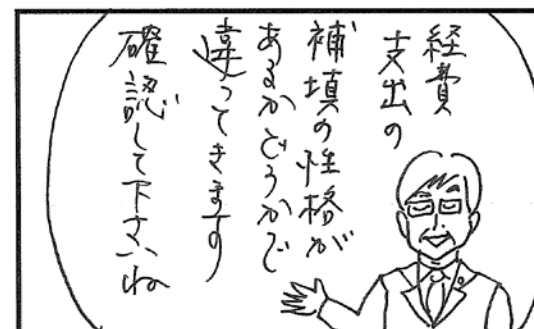
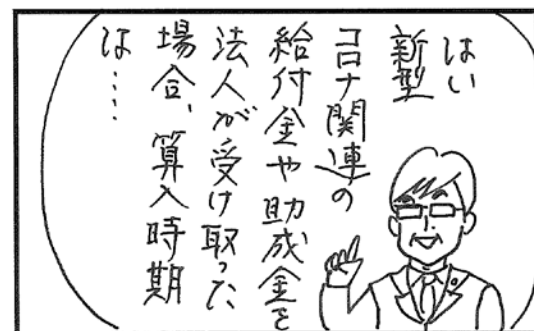
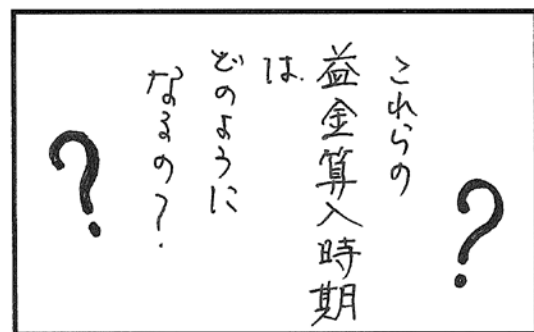
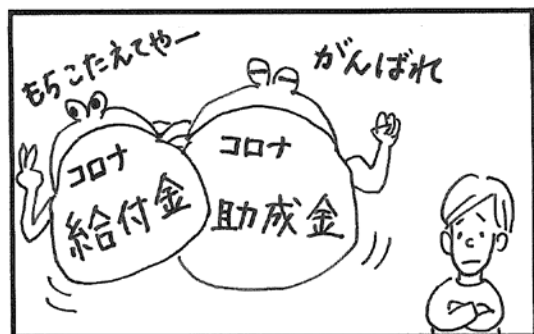
②あらかじめ経費支出の補填を前提に所定の手続きが行われた場合

経費支出の発生時の属する事業年度の益金に算入します。

支給額が確定していない場合は、見積もり計上します。

③将来発生する経費支出の補填のために一括で支給された場合

支給決定時の属する事業年度に一括して益金に算入します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】